

奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会 肥料価格高騰対策事業 業務方法書 新旧対照表

(下線部は変更部分)

改正後	現行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この業務方法書は、奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会（以下「奈良県協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）<u>並びに奈良県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づく支援金の助成</u>に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（業務運営に関する基本方針） 第2条（略） 2 奈良県協議会は、交付等要綱、実施要領、<u>県交付要綱</u>のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。</p> <p>第3～4条（略）</p> <p>（支援金の返還） 第5条 1（略） 2 奈良県協議会会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が交付等要綱、実施要領、<u>県交付要綱</u>に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、奈良県協議会会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。</p> <p>第6～11条（略）</p> <p>（業務方法書 様式第1号） 実施要領 参考様式第1-1号（略）</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）</p> <p>第1～2（略） 第3 所要額 ○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間） <u>内訳 国庫支援予定額 ○,○○○円</u> <u>県費支援上限額 ○,○○○円</u> （注）括弧内はいずれかを選択すること</p> <p>第4（略）</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この業務方法書は、奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会（以下「奈良県協議会」という。）が行う肥料価格高騰対策事業交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する肥料価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（業務運営に関する基本方針） 第2条（略） 2 奈良県協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）に対し、本事業に係る支援金を交付するものとする。</p> <p>第3～4条（略）</p> <p>（支援金の返還） 第5条 1（略） 2 奈良県協議会会長は、前項による取組実施者からの申し出があった場合、取組実施者が交付等要綱、実施要領に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、奈良県協議会会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を取組実施者に送付しなければならない。</p> <p>第6～11条（略）</p> <p>（業務方法書 様式第1号） 実施要領 参考様式第1-1号（略）</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）</p> <p>第1～2（略） 第3 所要額 ○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間） （注）括弧内はいずれかを選択すること</p> <p>第4（略）</p>

改正後

実施要領 参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	支援予定額 (円)			
	氏名 又は 法人・組織名	年間肥料 (令和4年6月～令和5年5月購入分)			
		当年の肥料費	国庫支援予定額 (A)	県費支援上限額 (B)	支援予定額 (A+B)
集計	-				

- (注)
- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、**令和4年6月～令和5年5月**に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
  - 国庫支援予定額**の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{国庫支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
  - 県費支援上限額**の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{県費支援上限額} = \text{国庫支援予定額} \div 0.7 \times 0.15$$
  - 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、**「支援予定額」を「支援額」、「国費支援予定額」を「国費支援額」、「県費支援上限額」を「県費支援額」とする。**
  - 適宜、行を追加すること。
  - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

(以下略)

現行

実施要領 参考様式第1-2号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	支援予定額 (円)	
	氏名 又は 法人・組織名	年間肥料 (令和4年6月～令和5年5月購入分)	
		当年の肥料費	支援予定額
集計	-		

- (注)
- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、**秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月**に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
  - 支援予定額**の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は0とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
  - 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、**「支援予定額」を「支援額」とする。**
  - 適宜、行を追加すること。
  - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

(以下略)